

暴力団等反社会的勢力の排除に関する方針（暴力団等排除宣言）

弊社は、人の生命、身体、財産を守る安全産業としての自覚と誇りを堅持し、適正な業務の提供に努めるとともに、企業としての社会的責任を果たすべく、次の事項を基本方針として、暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）の排除に取り組みます。

1 組織としての対応

- (1) 就業規則に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役をはじめとする経営トップ以下、組織全体として暴力団等反社会的勢力に対応します。
- (2) 暴力団等反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

2 外部専門機関との連携

暴力団等反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築して、暴力団等反社会的勢力の排除に取り組みます。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、サービスの提供その他の取引関係を含めて、一切の関係を遮断するとともに、暴力団等反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶します。

4 有事における民事と刑事の法的対応

暴力団等反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5 裏取引や資金提供の禁止

暴力団等反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実関係の適切な開示及び再発防止策の徹底等による透明性のある対応を行い、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供を絶対に行いません。